

はじめに

2020年は、日本にフリースクールができて35年という節目の年でした。「不登校の子が安心して自分らしく過ごし学べる場」として始まった日本のフリースクール——それから35年というと、フリースクールで育ったという50代の人もいるくらいの歳月です。これまで多くの子どもたちが、フリースクールに通い、学び育ってきました。

フリースクールに通ってくるのは、多くは、一度は学校に通ったものの、そこで傷ついたり大きな不安に苛まれたり、また学校というシステムや建物、教育制度などが合わずに苦しみ、自分を見失いそうになった子どもです。学校が合わず苦しい思いをしている子どもたちは、学校を休んでいても、心が休めているとはいえません。学校を休みながらも、「学校に行けなくなったら終わりだ」と思い、苦しんでいます。でも、学校以外の学びの場として「フリースクール」という選択肢があるだけで、その心は軽くなります。「学校以外で学び育っていいんだ」、「学校に行けなかったらフリースクールという選択肢もある」、「フリースクールも合わなくたって、自分に合った学び育ちは別の場所にある」……。決して、「学校に行けなくなったら終わり」ではありません。これまで35年の間に、フリースクールを巣立って元気に自分らしく過ごしている人々がたくさんいるということが、その証です。

これまで多くの大人たちが、そして子どもたちも、「学校に行けなくなったら終わり」と思い込み、「学校に行けないなんて恥ずかしい」と、子どもを責めたり自分を責めたりしてきました。学校にさえ行っていれば将来なんとか働いて生きていけるだろう、(学歴の) 良い学校を卒業できれば幸せになれるだろう、そんな思考が、「不登校だなんて、将来どうするの?」という漠然とした不安を搔き立ててきたのだと思います。しかし現実は、高学歴なら、一流企業に勤められたなら、生涯安泰で幸せ——そんなことはないのは、今般の社会情勢でも明らかです。

子どもが自らの幸せのために追求するのは、「自分らしい生き方」なの

ではないでしょうか。学校で自分らしい生き方を探せる子どもも、もちろんいます。でも、学校が合わない子どもたちがもっと、学び育ちのあり方を選びやすい社会であったなら、多くの不登校の子どもやその親御さんたちは、必要以上に苦しんだり自分を責めたりせずに済むのではないでしょうか。

2016年、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立しました（本書では、この法律を、「教育機会確保法」、「普通教育機会確保法」などと表記します）。今では、法律で、学校を休むことの必要性が認められ、学校以外の場での学び育ちも重要だと示されています。そうです、学校に行かないことを恥ずかしく思うこと、フリースクールで学び育つことに臆することはなくなったのです——国が、学び育ちの多様なあり方を認めているのですから。

しかし、多くの大人・子どもは、そのことをまだ知りません。知っていたとしても、近くに学校以外の学び育ちの場がないというところもあります。子どもたちの多様な学び育ちのあり方への理解を社会に広く浸透させていくこと、そして、学校以外の学び育ちの場を各地に増やしていくことが、我々の使命のひとつだと思っています。

本書は、「フリースクールとはどのようなところなのか」を、不登校の歴史や捉え方の変遷、フリースクールが担う役割、関わる人々、さらには開設・運営に至るまで、さまざまな切り口で複数のフリースクール運営者・関係者が記したものです。各地のフリースクールの実例も豊富に掲載されています。本書を通して、フリースクールではどんな子どもたちが、どのように過ごしているのか、どんな人たちが関わり、どのようなことを大切に運営しているのか、知っていただき、子どもの学び育ちの多様なあり方への理解を深めていただけることを願っています。多くの人に理解が広がることが、現に不登校の子どものみならず、自分の心に無理をして苦しみながら学校に通っている“苦登校”的な子どもも、自分らしい生き方を選択できる社会への第一歩だと思います。

また、本書を手に取ってくださった方のなかには、フリースクールをつ

くってみようと思っている方もいらっしゃることでしょう。子どもの多様な学び育ちの場が増えること、大変嬉しく思います。どれだけ子どもたちのためにと理想に燃えても、どれだけ運営のノウハウがあっても、フリースクールを継続していくことは難しいことではありますが、本書に掲載されている14の例を通じて、フリースクールはどのようにして子どもたちと歩んでゆけるのか、ヒントをつかんでいただければと思います。

現在、新型コロナウィルス感染症の影響で、日本中、世界中が大きな困難に見舞われています。多くの方が亡くなり、苦しみ、仕事を失いました。子どもの自殺も不登校も増えました。大人が働き方の見直しを迫られ、人との適切な距離感を摸索せざるを得なくなっているのと同様、今後は、子どもたちの学び方にも柔軟性を持った見直しが求められてくるでしょう。GIGAスクール構想などネット環境を利用した学びのあり方も始まっています。少人数学級の実現やICT教育など、コロナ禍以前から検討されていたことの推進にも拍車がかかることでしょう。教育が、偏差値重視で「教えられる」という受動的で硬直化したものから、多様性や個性を認め伸ばすために「自ら学ぶ」という主体的で柔軟なものへと変化していくでしょう。学びの場も、「学校」だけに縛られなくなるのではないでしょうか。このように子どもの学びが多様化・柔軟化するなかで、フリースクールの可能性も広げていかなければならぬと思います。

皆さん、ぜひ、子どもが苦しまず、自分を責めずに育つことのできる多様な学びのあり方に理解を深めてください。フリースクールへの関心を強めてください。そしてぜひ、フリースクールとつながってください。子どもたちが安心して自分らしく成長できる社会となるように、ともに力を合わせていきましょう。

2021年6月

NPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事
中 村 尊

Contents

第1章 「不登校」とフリースクール

① 日本における「不登校」の状況	2
① 「不登校」とは何か	2
② 「学校」と距離をとる子どもたち	4
③ 不登校の要因	4
② 「不登校」へのまなざしの変遷	6
① 50年目の大転換	6
② 転換までの経緯	7
③ 新しいしくみ	14
① 教育機会確保法	14
② 教育機会確保法に関する基本指針	15
③ 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」	16
④ 不登校への対応	18
① 学校に行かない／行けない理由	18
② 本人の気持ちや意思を尊重することが大切	19
③ 「学校NO」のサイン	19

④ 「夜昼逆転」の子どもへの対応	20
⑤ 「ゲーム漬け」の子どもへの対応	21
⑥ ひきこもりについて	22
⑦ 学習について	22
⑤ 「親の理解」と「親の会」の大切さ	24
① 「不登校のわが子」への親の理解の大切さ	24
② 親を孤立させない「親の会」	26
③ 登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク	28
特別寄稿① 「親の会」の役割	/ 30
特別寄稿② 臨床心理から見た不登校の子の居場所	/ 33

第2章 フリースクールの基礎知識

① 「フリースクール」の位置づけ	42
① フリースクールって何でしょうか？	42

② フリースクールへのまなざし	43
③ 公教育とフリースクール	44
② 日本におけるフリースクールの実践と広がり	47
① 「学校制度に合わない子ども」が安心できる場として	47
② フリースクールの広がり	48
③ 「あるがままの子ども」を尊重するために	49
③ フリースクールの運営	51
① フリースクールに残る組織運営上の課題	51
② フリースクールでの「学び」	52
③ フリースクールへの「出席」	53
④ フリースクールでの「教育」	54
⑤ フリースクールと「お金」と「それ以上に大切なこと」	55
⑥ フリースクールへの「応援」	57
⑦ フリースクールの「スタッフ」	57
⑧ フリースクールと「助成金」	58
⑨ フリースクールの「計画」	59

第3章 フリースクールをつくる人々

① フリースクールの主要な3構成員	62
② フリースクールの「子ども」	63
① フリースクールに通う子ども	63
② 子どものニーズとフリースクールの特長	64

③ フリースクールへの受入れ	65
④ 異年齢での育ち合い、学び合い	65
⑤ フリースクールの「スタッフ」	66
① スタッフの関わり	66
② スタッフの資格	66
③ スタッフに求められる資質	67
④ スタッフの養成	68
⑤ 子どもの人権擁護と権利尊重	69
⑥ フリースクールの「保護者」	70
① 保護者の「理解」が大切	70
② 保護者は「フリースクールをともにつくるパートナー」	71
⑦ 子ども・スタッフ・保護者の「協働」	72
① 三者の関わり～子どもの立場・視点から	72
② 三者の関わり～スタッフの立場・視点から	74
③ 三者の関わり～保護者の立場・視点から	75
④ 子どもを中心とした三者協働の関係としくみ	75
⑤ 「NPO法人」という運営形態	76
⑥ 子どもの意見を反映するしくみ ～子どもミーティング	77
⑦ スタッフの意見を反映するしくみ ～スタッフミーティング	78
⑧ 保護者の意見・力を反映するしくみ～保護者会	78
⑨ 子どもの進路	79
特別寄稿③ 社会福祉から見たフリースクール	/ 82

第4章 フリースクールの運営・経営

① フリースクール立上げから16年を迎えて	90
② ミッションの設定	91
① フリースクールのミッション	91
② ミッションの明示が必要な理由	92
③ スタッフの確保	94
① 創業メンバーとの出会い	94
② ボランティア／創業メンバーでないスタッフの募集	97
④ フリースクールの場所・規模	99
① フリースクールの「場所」	99
② フリースクールの「規模」	100
⑤ 法人格の取得	102
① フリースクールに法人格は必要か	102
② NPO法人と一般社団法人、どちらをめざすか	103
⑥ 経営立案と持続的な運営	106
① まずはシンプルに～経営はたし算ひき算	106
② フリースクールの主な支出	106
③ フリースクールの4つの収入	108
④ 収入のカテゴリ別特徴	110
⑤ 運営のシミュレーション	113
⑥ 本体事業のみでフリースクールは成立するか	114

特別寄稿④ フリースクールと法制度 ／116

第5章 外部機関との連携

1 学校との連携～「出席扱い」をめぐって	126
① 連携のために大切な「出席扱い」	126
② 文科省通知	126
③ 学校から見た新通知	128
④ 「出席扱い」と「出席」は違うの？	128
⑤ 「出席扱い」の要件	129
⑥ 実習用通学定期について	130
⑦ 「出席扱い」認定までの流れ	130
2 行政との連携	134
① 自分でできることから始めよう！	134
② 市民活動センター等との連携	134
③ 教育行政との連携	135
④ 地域ネットワーク	136
⑤ CFNの連携事例 ～千葉県教育委員会児童生徒課との懇談	137
⑥ CFNの連携事例～千葉県教育委員会との連携	137
⑦ CFNの連携事例～千葉県議会との連携	139
⑧ 今後の方向性	141
3 地域・市民団体との連携	143
① フリースクールは「社会への窓口」「社会との接点」	143
② 「社会」とつながるフリースクール	144
③ 子どもたちが暮らしやすい地域をつくる	147
4 フリースクールどうしの連携	149
① 子どもが求めるのは「子どもどうしのつながり」	149

② 別のフリースクールとの交流がもたらすもの	149
③ 合同での活動・交流と子どもの成長	151
④ スタッフどうしの交流	152

特別寄稿⑤ フリースクールと学校制度 / 154

第6章 フリースクールの設立・運営の実例

事例1 札幌自由が丘学園（北海道）	164
事例2 フリースペースつなぎ（宮城）	181
事例3 フリースペース コスモ（東京）	193
事例4 フリースクール東京シューレ（東京）	206
事例5 フリースクール僕んち（東京）	222
事例6 フリースペースたまりば（神奈川）	233
事例7 子どもサポートチームすわ（長野）	248
事例8 LYHTYスクール -IRORI-（石川）	260
事例9 ドリーム・フィールド（静岡）	275
事例10 フリースクール三重シューレ（三重）	291
事例11 箕面こどもの森学園（大阪）	306
事例12 フリースクールForLife（兵庫）	318
事例13 フリースクール「ヒューマン・ハーバー」（香川）	336
事例14 箱崎自由学舎ESPERANZA（福岡）	353

特別寄稿⑥ 世界のフリースクール / 370

資料

□教育機会確保法	384
□衆議院文部科学委員会付帯決議	392
□不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）	396

第1章

「不登校」と フリースクール

文

奥地 圭子 おくちけいこ

1941年東京生まれの広島育ち。横浜国立大学卒業後、22年間公立小学校教師。1984年「登校拒否を考える会」開始。1985年「東京シューレ」を開設。その後、「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」「フリースクール全国ネットワーク」「全国不登校新聞社」の代表理事。2007年学校法人東京シューレ学園東京シューレ葛飾中学校を開校、理事長・校長を務める。2012年「多様な学び保障法を実現する会」共同代表。2015年文部科学省「フリースクール等に関する検討会議」委員に就任。2020年学校法人シューレ学園東京シューレ江戸川小学校を開校し、校長に就任。

1

日本における「不登校」の状況

■ 「不登校」とは何か

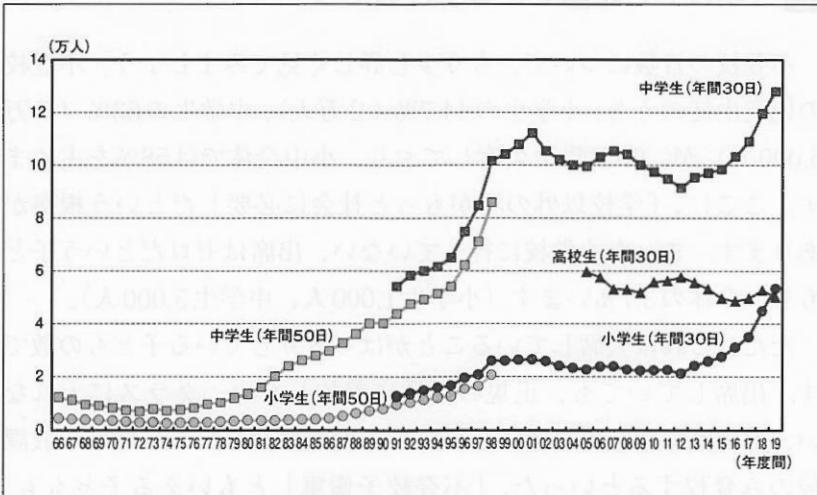
「フリースクール」とは、学校外の子どもの居場所・学び場です。学校に行かない／行けない、不登校の子どもが増えている現在の日本社会には、学校以外の居場所がもっともっと必要です。

まずは不登校の状況からお話ししましょう。

「不登校」とは、文部科学省調査では、年間30日以上欠席しており、その理由が病気や経済的なものではない場合を指します。その数は80年代・90年代は増え続け、2000年代からは高い値で横ばい状態となっています（☞資料1）。令和元年（2019年度間）の文部科学省「学校基本調査」によると、小中学校における長期欠席者25万人のうち、不登校児童生徒は18万1,000人。前年度は16万4,000人でしたから、1年でなんと2万近く人増えました。

小学生の不登校は5万3,000人（在籍者に占める割合は0.8%）、中学生の不登校は12万8,000人（同3.9%）で、数は圧倒的に中学生が多いのですが（☞資料2）、増加率が高まっているのは小学生のほうで、今、フリースクールや教育支援センターを訪れる小学生の親子が増えています。

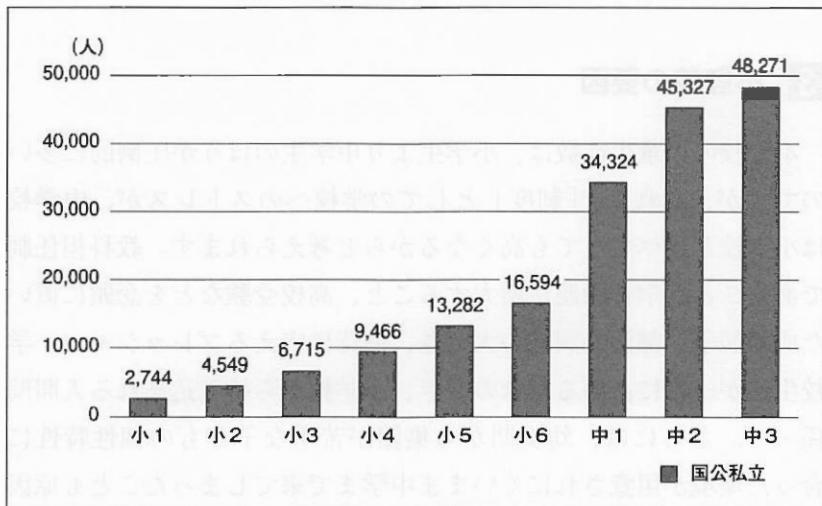
資料1 不登校の子どもの数の推移



出典：文部科学省「学校基本調査」「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1966年より調査開始。年間50日以上の欠席を「登校拒否」として計上していたが、早期発見・早期対応の考え方から、1991年より年間30日以上で調査するようになった。

資料2 不登校の学年別状況（国公私立）



出典：文部科学省「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

2 「学校」と距離をとる子どもたち

不登校の日数について、もう少し詳しく見てみましょう。不登校の児童生徒のうち、小学生の44.7%（2万人）、中学生の63%（7万6,000人）が、90日以上欠席しており、小中全体では58%を占めます。ここに、「学校以外の場がもっと社会に必要」だという根拠があります。まったく学校に行っていない、出席はゼロだという子どもも、全体の3.7%います（小学生1,000人、中学生5,000人）。

ただ、これは欠席していることがはっきりしている子どもの数です。出席していても、正規の授業に参加しない、クラスに入れないと、保健室や相談室で過ごしている、朝だけ顔を出して帰る、放課後ののみ登校するといった、「不登校予備軍」ともいえる子どもも、90年代から増えてきています。こうした子どもは、日本財団の調査によると、中学生だけで33万人。不登校10万人と合わせると43万人もの中学生が学校に苦しんでいる、あるいははじめていないという状況にあり、学校と距離をとっているということになります。

3 不登校の要因

不登校の児童生徒数は、小学生より中学生のほうが圧倒的に多いのですが、これは、「制度」としての学校へのストレスが、中学校は小学校と比べてとても高くなるからと考えられます。教科担任制であること、学習課題が増大すること、高校受験などを念頭に置いた成績競争、部活の訓練の大変さ、期待に応えるプレッシャー、学校生活が一日に占める割合の多さ、小学校から持ち込まれる人間関係……。さらには、幼少期から集団が苦手な子どもの個性特性に合った環境が用意されにくいままで来てしまったことも原因のひとつといえるでしょう。

参考として、不登校の要因に関する文部科学省の調査結果を掲示します（**資料3**）。不登校の約30%がいじめや友人・教師との人間関係、学業の不振、進路への不安、環境への不適応など、「学校」を主な要因として起こっており、「学校」へのストレスが子どもにとって非常に大きいものであることがわかります（さらにいえば、これは教員の回答の集計結果です。子ども本人や保護者が回答した調査であれば、結果はもっと違ってくることでしょう）。

資料3 不登校の要因についての公的調査結果（【国公私立】合計（小・中））

区分	主たるもの		主たるもの以外にも 当てはまるもの	
不登校児童生徒数				181,272
学校に係る状況	いじめ	563	0.3%	395
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	27,405	15.1%	10,465
	教職員との関係をめぐる問題	2,852	1.6%	2,506
	学業の不振	13,131	7.2%	17,009
	進路に係る不安	1,781	1.0%	3,066
	クラブ活動、部活動等への不適応	1,215	0.7%	1,608
	学校のきまり等をめぐる問題	2,058	1.1%	2,374
係る家庭状況	入学、転編入学、進級時の不適応	6,127	3.4%	3,418
	家庭の生活環境の急激な変化	5,635	3.1%	3,469
	親子の関わり方	18,453	10.2%	18,148
係る本人状況	家庭内の不和	3,345	1.8%	3,380
	生活リズムの乱れ、あそび、非行	16,441	9.1%	12,014
	無気力、不安	72,398	39.9%	19,676
上記に該当なし		9,868	5.4%	

出典：文部科学省「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

「不登校」へのまなざしの変遷

1 50年目の大転換

国が不登校について調査を始めたのは、1966年のことです。戦後の混乱期、憲法・教育基本法に基づいた新教育体制が1947年から始動しましたが、親がいない、いても貧しくて学校どころではない等の理由で、長期欠席児童は多くいました。社会が落ち着くにつれてその数は減っていくのですが、それにより次第に、病気や経済的事情を理由とするものではない欠席が目立ち始めたのだろうと思います。

では、日本社会は、「不登校」というものをどのように見てきたのでしょうか。

ひとことで言えば、日本の不登校はなかなか社会に理解されず、苦しみの歴史でした。子どもは学校に行くのがあたりまえとされていて、不登校は問題行動であり、学校に行っていない子はそれだけで「問題の子」と見られました。ごく最近のことです、国が全学校に向けて「不登校は問題行動ではない」との見解を含む通知を出したのは。まもなく「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」（教育機会確保法）が成立する

だろうという状況を背景に、2016年9月、この通知が発令されたのを知った時は、涙が出そうでした。1966年に国が不登校の問題に目を向けてから、ちょうど50年のことでした。

2 転換までの経緯

国が政策の転換に至るまでにどのようなことがあったのか、戦後を4つの期間に分けて振り返ってみたいと思います。

第1期

戦後～1980年代半ば 「学校に行かないのは病気・怠け」といわれた時代

戦後しばらくは学校へ行っていない子どもはめずらしくなかったため、世間も、学校を休む子どものことをあまり問題にしていませんでした。私が見聞きした限りでは、「病気でもなく、経済的な事情によるものでもなく、本人は学校へ行きたいと言っているのに行けない事例」で最も古いのは、戦後7年経った頃の青森の事例です。

やがて日本に、「学校恐怖症（School Phobia）」の概念を提唱したA.M.ジョンソンの「母子分離不安説」が紹介され、学校を休む子どもは精神医学の対象となっていきます。これに対して京都大学の高木隆郎は長く調査をし、不登校現象は急速な近代化を背景とする社会病理であると発表しましたが、これは少数派の見解とされました。「登校拒否症」「登校拒否」だとして個人病理と見る人が多く、学校に行かないことは、60年代～80年代は「治療対象」とされました。

当時は、学校に行かないことは病気・怠けと見られ、精神科病棟に入院させたり矯正施設に入れたりといった風潮が広がりました。マスコミなども、こうした施設収容を良きこととして報道していました。

した。精神を鍛え直すといつてもごい目に遭わされ、命を落とす子どももめずらしくありませんでした。

第2期

1980年代半ば～1999年 誤解や偏見を変える活動が始まる

1984年、不登校の子どもを持つ親の会「登校拒否を考える会」が発足しました。これは、子どもを学校へ戻そうとするのではなく、子どもを受けとめ、その気持ちに寄り添っていこうとする親たちの会で、ここからフリースクール「東京シューレ」が誕生しました（☞206ページ参照）。やがて、子どもの考えを大事にしよう、子どもは学校以外の場でも成長していくという、学校にこだわらない考え方方が次第に各地に広がっていきます。東京シューレの子どもたちも、自身で、登校拒否の子どもによる登校拒否アンケートをとったり、登校拒否病気説への異議を唱える集会に出たりと、誤解や偏見を変える活動をしていきました。

不登校の子どもが増え始めたのは1975年頃からですが、その背景には、60年代頃からの社会構造の変化があると考えられます。高度経済成長と高学歴化、都市化は、競争と管理の教育を生み、ストレスフルな学校空間の中でいじめや不登校が増えていったのです。不登校が激増するなか、1990年、親の会や居場所がつながり合って「登校拒否を考える各地の会ネットワーク」が生まれ、学校へ戻そうとする流れに抗して子どもの不登校を受けとめる人々の輪を広げていきました（94年に「登校拒否を考える全国ネットワーク」、08年に「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」と改称）。92年には、従来は問題の子／問題の親が起こすとされてきたものから一転、「登校拒否は誰にでも起こる」ものと国が認識を転換。民間施設に通った出席日数を学校の出席とみなすことが認められ、翌93年には、市民運動によって、民間施設に通所する場合の

執筆団体紹介

NPO法人フリースクール全国ネットワーク

〒114-0021

東京都北区岸町1-9-19 コーエイビル2階

TEL & FAX 03-5924-0525 (平日9:30~18:00)

E-mail info@freeschoolnetwork.jp

【成立と組織】

日本のフリースクールは1980年代半ばから少しづつその数を増やしていましたが、フリースクールどうしが全国的につながる機運が生じたのは、2000年のことでした。この年、日本で開催されたInternational Democratic Education Conference (IDEC: 世界フリースクール大会)に参加したフリースクールの関係者たちは、世界の民主的で自由な教育の展開に刺激され、また励されました。そこで、日本でもフリースクールどうしゆるやかにつながろうと、2001年2月1日、東京シユーレの声掛けによりネットワークが発足しました。これが私たちNPO法人フリースクール全国ネットワーク（フリネット）の始まりです。

その発足集会の朝、新聞を見て驚きました。「自由のはき違えが不登校を生む」との当時の文科大臣の談話が、一面トップに載っていたのです。集会はそのまま、「その発言こそ誤解を生む」という抗議をする場となりました。2004年には、福井県副知事の「不登校は不良品」発言もありました。社会の不登校への理解はまだまだ足りないと思われるなか、つらい思いをしている子どもたちがさらに追いつめられることのないよう、団体としてアピールを続けています。

とはいっても、私たちNPO法人フリースクール全国ネットワークは抗議団体ではありません。学校が苦しい子ども、学

校が合わない子どもが確実に存在するなかで、学校のみが教育の場なのだと考えず、多様な学びや成長の場をつくり、一人ひとりが自分らしく生ききることができる社会に向けて、つながり合って活動していこう——これがネットワークの目的です。子どもたちとともに歩み、子どもの最善の利益に立って、子どもが学び、育つ権利を保障するために交流し合い、助け合いながら、活動しようという団体です。

出発からNPO法人として認証を受け、重要なことは年に一度の総会と数回の理事会で決定しつつ、日常は事務局長1名、有給の事務局員が1～2名、そして数人のボランティアによる事務局スタッフで運営を行っています。2020年度の正会員数は、団体会員83、個人会員42。年会費制をとっており、設立後ずっと団体の規模の大小に関係なく一律の会費していましたが、2019年度より、各団体の子ども会員の数で納入額を変える制度に変更されています。

【これまでの主な事業や活動】

□フリースクールフェスティバル（フリフェス）

400～500人もの人が参加する、連合文化祭のような楽しいイベント「フリースクールフェスティバル」を設立時より毎年開催しています。2007年からは東京シユーレ葛飾中学校を貸し切って丸一日、子ども実行委員会が準備した子ども市、シンポジウムやスポーツ、各部屋企画が開催されています。夕暮れの校庭に灯の地上絵があらわれたり、体育館の暗闇にペンライトが揺れるなか音楽で盛り上がったりするエンディングは圧巻でした。

□「登校拒否・不登校を考える夏の全国大会」

主として親の会がつながる「NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」と共催して毎年1回、子どもと大人が集まる500人規模の宿泊しながらの大会を開いています。フリネットでは主に、子どもたちの交流の部分を担当しています。たいていの年に子ども実行委員会が置かれ、ゲーム大会、スポーツ、ものづくり、おでかけ企画などを企画して楽しめます。なかでも2009年、「不登校の子どもの権

利宣言」が採択されたのは、大きな出来事でした。

□JDEC（日本フリースクール大会）

日本版IDECとして、JDEC（Japan Democratic Education Conference）を開催しています。ここでは、関係するスタッフや保護者・市民が集い、実践交流や情報交換、政策提言や研究課題について議論し、質の向上をはかるとともに、社会への理解も広げてきました。2009年のJDEC第1回開催時に「フリースクールへの政策提言」を採択、議員連盟や文科省に持ち込み、新法の制定につなげる第一歩となりました。

□IDECを通して国際交流

IDECは毎年、世界各国持ち回りで開かれています。フリネットでは、日本からの参加ツアーを企画して、これまでオーストラリア、インド、韓国、ドイツなどを訪問してきました。2002年には、「世界のフリースクールと出会う～ニュージーランドIDEC記録集～」を発行しました。また2017年には、IDECのアジア・太平洋地域版であるAPDEC（Asia Pacific Democratic Education Conference）を日本開催し、300人もの参加者で盛り上りました。

□フリースクールスタッフ「養成・研修」講座

スタッフとしてフリースクールに関わることに关心がある人、フリースクールについて学びたい学校教員や社会人に呼び掛け、毎年、連続講座を開催しています（修了者には修了証を発行します）。参加後に自分でフリースクールを創業した人、フリースクールで働くようになった人は、相当数存在しています。

□フリースクール等に関する調査・研究事業

設立時より、フリースクールに関する調査、経済支援を求める通所児童生徒に関する調査等を行っています。2004年には財団支援を受けて「フリースクール白書」を発行、2010年からは、毎年同じ時期に加入団体に依頼して、「フリースクール基本調査」を実施しています。

【政策提言と立法化、学歴社会の変革】

私たちは、設立当初より、高等部通学定期実現や小中学生在籍校出席扱い、いじめ・いじめ自殺など子どもが生きやすくなるための諸課題について、政策提言や文科省・議員への働きかけを行ってきました。「フリースクール環境整備推進議員連盟」（2008年）や、「超党派フリースクール等議員連盟」（2014年）はその働きかけに応えて誕生したもので、具体的成果を上げていただきましたが、特に大きかったのは「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の成立（2016年）でした。

成立までの経緯を振り返ると、2009年にJDECで「フリースクールからの政策提言」を採択、現状の学校復帰オンリーの政策を変え、多様な学びを選べる制度にしたいと動き、11年「（仮）オルタナティブ教育法」骨子案を作成。翌12年には「多様な学び保障法を実現する会」をオルタナティブ系のさまざまな団体や研究者とつながり結成して、事務局をフリネットが担うかたちで連携し、法律づくりをすすめてきました。そして発案から8年を経て、教育機会確保法が成立したのです。

今では、「休みの必要性」や「多様な学びの重要性」が認められ、学校復帰が前提ではなく、社会的自立をめざしての支援を行っていくことになりました。公民連携もすすむようになりました。

私たちの活動は、学歴社会における学校中心主義の固定観念を変え、多様な子どもの個性・状況に応じた、学習者の主体を育てる多様な学びを選べる社会に向けて、社会のしくみや価値観を少しづつ変化させていっています。その結果、いじめ、不登校に悩む子どもや保護者を楽にしています。また、無理な登校圧力が減ってきたため、保護者の学校への信頼も少しづつ戻ってきていると感じます。

多様な学びへの理解と支援を広げることができるよう、このような取組みについての発信も、タイミングをとらえて随時行っています。新聞やテレビといったメディアからの取材を受けたり、またネット配信も積極的に行ったりするなかで得られた出会いもたくさんあります。『個別支援の実践事例報告集』や『教育機会確保法の誕生』（多様な学び保障法を実現する会と共同編集）など、書籍の刊行も行っています。

【本書の刊行にあたって】

最後に、本書の刊行担当として、ひとこと述べさせていただきます。

フリネットが誕生して20年。現在、法律の後押しもあってフリースクールへの関心も高まっているなか、新型コロナウィルス感染拡大防止のためのコロナ休校をきっかけに不登校も増え、登校しない子どもに不安を感じている保護者も増えている状況を感じます。一方で、近代教育制度として当然視されていた、「1か所に多くの子ども若者を集め、一斉指導をしていく」学校教育のかたちは、もっとも三密の度合いが高いわけで、新しい教育のかたちが模索されているといえます。

幸い、日本のフリースクールは、30年以上の実際的経験を積んできています。子どものニーズに応じつつ、社会に対しても働きかけを行うことで、少しづつ、社会の認知度も上がってきています。今こそ、フリースクールが活用されるチャンスです。

では、フリースクールとはどうやってつくり、どうやって運営するものなのか——これまでになかったこの点の実務書をつくりたいと、刊行準備にとりかかりました。結果的に時間がかかってしまい、出版元の株式会社日本法令にはご迷惑をおかけしましたが、根気よくお付き合いくださった吉岡幸子さん、松本千佳さんのおかげで上梓の運びとなりました。ここに厚く御礼申し上げます。

この本によって、フリースクールの仲間が増え、また、フリースクールを安心して活用いただく保護者の方が増えて、社会の理解も広がれば嬉しい限りです。

元フリースクール全国ネットワーク代表理事

奥 地 圭子